

平成 20 年度予算編成方針

1 経済及び国の動向

平成 19 年度の我が国の経済は、世界経済の着実な回復が続く中、企業部門では改善の傾向にあるものの、家計部門においては依然として低迷が続いている。

平成 20 年度においても、企業部門を中心とした持続的な景気回復が見込まれているが、アメリカ経済の減速や原油価格の高騰など不安定要素もあり、先行きは不透明な状況になっている。

このような中で、政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」(骨太方針 2007)において、「成長力の強化」、「21 世紀型行財政システムの構築」、「持続的で安心できる社会の実現」の 3 つを課題とし方向性を示している。

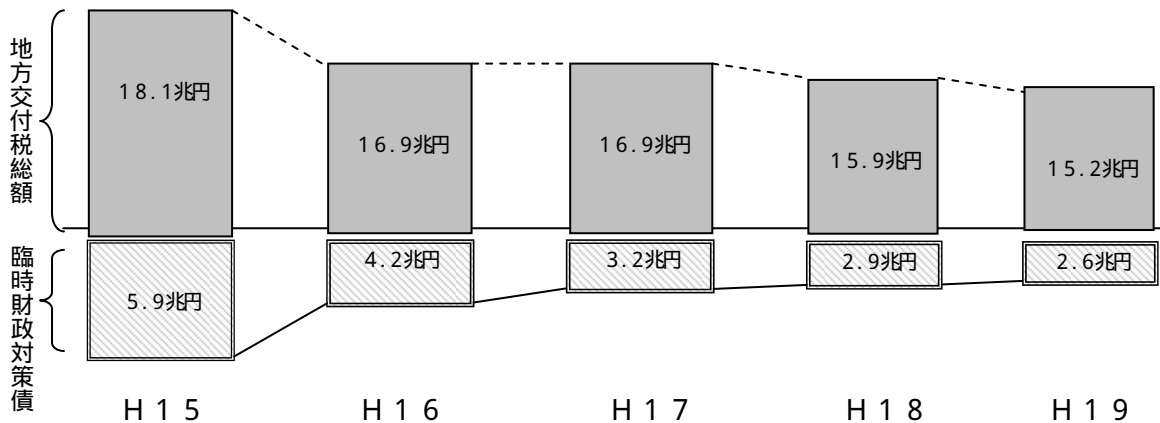
「21 世紀型行財政システムの構築」の中では「国・地方を通じた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の 2011 年度黒字化」、「国内総生産(GDP)比の債務残高の 2010 年代半ばまでの安定的な引き下げ」などの中期的な財政健全化の目標を確実に達成するものと明記され、財政の無駄を無くすとの基本方針の下に、真に必要なニーズに応えるために財源の重点配分を行いつつ、歳出改革を着実に実施するものとしている。

2 地方財政

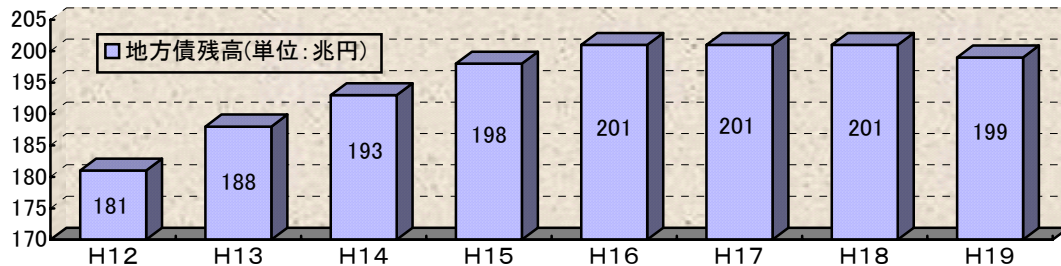
我が国経済の緩やかな回復基調や税源移譲などから、地方税収等も緩やかな増加が見込まれている。

しかしながら、三位一体改革に伴う地方交付税制度の見直しによる地方交付税の削減や、地方の財源不足を補う臨時財政対策債の発行などにより、公債費残高が平成 19 年度末の見込みで 199 兆円と高い水準で推移することが見込まれ、さらに社会保障関係経費の自然増等により依然として大幅な財源不足が見込まれるなど、地方財政は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられる。

【国の地方交付税等の総額の推移】



【地方財政の借入金残高の状況】



3 本市の財政運営

三位一体の改革に伴い、平成19年度に実施された所得税から個人市民税への税源移譲により個人市民税は増額となったが、その一方では、国庫補助金や地方交付税等が削減されており、今後においても、一般財源総額は平成19年度と同額程度で推移するものと見込まれる。

さらに、少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加や、新市基本計画に基づく新たな財政需要も見込まれることに加え、財政調整基金や減債基金の減少傾向や財政の弾力性を示す経常収支比率が高い水準で推移するなど、引き続き厳しい財政運営が予想される。

また、平成20年度は第5次総合計画スタートの年であり、厳しい財政状況の中ではあるが、安定した財政基盤を維持しつつ、現在の社会潮流を見据え、本市の持つ個性や特徴を生かしたまちづくりを進め、市民福祉の向上に努めていくことが求められている。

4 予算編成の基本方針

平成20年度の予算編成は、市民の視点に立って事業の重要性・緊急性や効果を考慮するとともに、経営改革の理念に基づいた財源の重点的・効率的な配分による行財政運営の効率化を図りながら、第5次総合計画の将来都市像である「交流と創造～輝く高崎」の建設に向け、次の方針に沿って行うものとする。

(1) 第5次総合計画の着実な推進

第5次総合計画に掲げられた施策や事業を最優先に編成するものとする。

特に「安心・安全なまちづくり」、「魅力と存在感のある都市づくり」、「市民が中心となり、民間の力を最大限発揮したまちづくり」に重点的に取り組むこととする。

(2) 健全財政の維持

・事業の徹底した見直しによる重点化と優先化

第5次総合計画による事業をはじめとし、個々の事業の優先順位を検討し、既存事業についても重要性、投資効果などから再検討をし、事業の廃止・縮小・統合などメリハリのある事業選択に努めるものとする。

また、既成の事務手順等にとらわれることなく、新たな手法の導入など事務の簡素化・効率化等について徹底的に検討するものとする。

・財源の確保

税源移譲により一層重要性を増した市税の徴収率の向上に努めるとともに、税外収入についても受益者負担の原則により負担の適正化、公平化を図ることとする。

また、未利用土地の売却など新たな財源の確保についても積極的に検討を行うこととする。